

第2回 飯山市地域福祉計画策定委員会 議事録

令和5年1月25日(水)午後2:00

飯山市役所 4F 全員協議会室

1 開 会

中畠福祉事務所次長補佐

2 あいさつ

吉田会長より

3 交代委員の委嘱書交付 【資料1】

- | | | | |
|---------------|-------|---|--------|
| ・飯山市区長会協議会 | 稲生 孝 | → | 松澤 孝 |
| ・飯山市民生児童委員協議会 | 山室 茂孝 | → | 久保田 桂子 |

4 会議事項

(会長)

それでは、「(1) 飯山市地域福祉計画の素案について」事務局の説明をお願いいたします。

(大口福祉事務所次長)

- ・12月から先週までに間に素案のたたき台的なものを2回に分けてお送りした。
- ・その説明の前に「資料2」をご覧いただきたい。前回の9月30日に会議の後、10月末までに6名の委員から提言、ご意見をいただいた。それを、概要としてまとめたもの。
- ・前回の会議でお願いした内容は、今後この計画の中に入れていく基本理念や、キーワードになるもの、或いは計画としての方向性についてご意見を賜りたいということでご提言をいただいたもの。

【資料2「いただいたご意見の内容」について大口福祉事務所次長より説明】

- ・資料3として「社会福祉法の抜粋」を、あらためて参考資料として付けさせていただいた。平成29年と令和3年にそれぞれ改正をされており、この中で地域福祉という概念ですとか、この地域福祉計画そのものについて改正がなされている。
- ・特に黄色くマーカーしてあるところが、地域福祉という概念、或いは地域生活課題が出てきたという部分で、目新しい改正点、また今日的な視点である。
- ・こういったものを解決することを目指して、国としても包括的な支援体制の整備ですとか、重層的支援体制整備事業というものを制度上は作ってきている。
- ・4ページで地域福祉計画の説明をしている。前回の会議資料でお示しした条文が、改正の部分が反映されていない古いものだったので、改めて示させていただいた。
- ・特に色付けをしている「市町村地域福祉計画」については、市町村が「地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画」を策定することが努力義務とされているということ。
- ・その下に5つの項目が「次に掲げる事項」になるが、そのうちの5番「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」ということで、ここの部分が

前回の資料では間違っており、現行の地域福祉法ではこの表現に改められている。

- ・つまり、最初の「地域福祉とは何ぞや」というところで定義された、地域生活課題を解決するという視界に入れて、地域福祉計画が策定されることが望ましいということになっているということをご理解いただきたい。
- ・策定のたたき台ということで、事前に送付した資料に基づいて説明させていただく。

(1) 飯山市地域福祉計画の素案について

① 第1章

【事務局から「第1章」について大口福祉事務所次長より説明】

② 第2章

【事務局から「第2章」について山崎副主幹より説明】

③ 第3章

【事務局から「第3章」について大口福祉事務所次長より説明】

④ 第4章

【事務局から「第4章」について大口福祉事務所次長より説明】

【「第4章 3-4」「資料4」については中畠福祉事務所次長補佐より説明】

(大口福祉事務所次長)

計画では第5章までありますが、まだ未着手ということで、今日のところは第4章までの説明とさせていただきますと思います。

今も駆け足で恐縮でしたが、説明させていただいたことについて、また事前にお目通しをしてきていただいたことも含めて、ご意見やご提言を、ぜひいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございます。

駆け足だったので、前日までに資料を読み込まない限り分かりにくいところがあったかと思いますが、その前に、ここにいらっしゃる方は分かっておられるかと思いますが、素案の中に時々出てくる用語として、8050問題とか、ダブルケアとか、そういう専門用語が出てきますが、このあたりの説明をしていただくと、皆さん理解しやすいんじゃないかと思うんですが……。ちょっと教えていただけますか。

(大口福祉事務所次長)

今のお話で、8050問題というのは、80代の親御さんと、引きこもり状態の50代のお子さんというような形で家族が構成されていて、親御さんの介護サービスが必要となっている状況の中、そのお子さんが在宅で就労もしていないというような状況の困り感を、両方同時に抱えてしまっているなどの複合した課題ということで、今、飯山市でもそういった事例を目にするようになってきています。そういったものが、まず1つの複合的な課題ということになります。

ダブルケアは、子育てと介護の両方を一人の人が担わなければいけない家族構成だったり、世帯の状況だったりするということで、よくあるパターンですと、お母さんが自分の育児をしなが

ら親世代の介護の両方をしなければならないということで、その人自身が就労できないとか、家庭の経済的な部分で大変さにも繋がってきてしまっているということなんですが、いずれの問題も、介護なら介護、高齢者福祉なら高齢者福祉、或いは生活困窮者とか孤立の支援、或いは子育てという、それぞれの福祉サービスが単独でやっているだけではなかなか解決に至らないという課題ということで、国が言っている包括的な支援体制の中で隙間に落ち込まないようにやっていきたいという分野の例になっております。

(会長)

ありがとうございます。ヤングケアラーはどうですか。

(大口福祉事務所次長)

ヤングケアラーは、最近新聞でよく目にされると思いますが、小中学生のうちから家の中で、おじいちゃん、おばあちゃん、或いはお母さん、お父さん、或いはご兄弟姉妹に何らかの支援が必要な方がいることによって、そのお子さんがケアに当たらざるを得ない状況で、そのお子さん自身の学びとか、社会参加という機会が削られてしまう。そこに負担がかかっている状況というのは、そのお子さんにとって大変であるということで、そこを何とかしていくという視点が必要だという考え方です。

(会長)

現実問題としてこういったことが増えてきておりますので、これを頭の片隅において、これからいろいろ皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1章から4章まで説明していただきましたが、どの章でもかまいませんので、どなたか率先してご意見、ご質問いただけるでしょうか。

(委員A)

他の色々な計画を見ているので、文章としては非常に良くできているなと拝見させていただきました。ただ、文章の組み立て部分ですが、どうも担当がそれぞれ別々に書いているようで、表紙が「(1)」と書いてあるのが、中身では「1」というようになっていたりですとか、一番気になったのが、まず組み立てについてですが、第4章の基本計画ですが、成年後見制度、これについて突然計画に入ってきます。その前の章は、それぞれ現状と課題、政策の方針ということをきちんと書いているわけですが、やっぱりこれも、例えば全然異質なものがここで書かれていますので、それはそれで基本の課題と方針というのをきちんと書いていただいて、そのあとに二つの法律に基づく計画ですか、別記に記載するというようなことで、ちょっと座りを整えていただかないと文章としてバラバラではないかと思います。

さっきの未定稿の部分もそうですね。「(1)」になっていますが、これが「1」になって、その間にたぶん今度「(1)」の現状と取り組みというようなお題が入って書いてくる。ただ、包括支援制度の概念、106条の3ですか、これについても法律の説明になりますので、やっぱり記載の方法を考えていただいた方が良いかと思いました。組み立てについてはそんな感じで、最終的には、先ほど会長さんからもお話された専門用語ですね、こういったことについても解説、定義をきちんとどこかで・・・、一番最後で入れていただくことは当然考えていらっしゃるかとは思いますが、お願いしたいと思います。

あと、内容について1点だけ。例えば飯山地区に住む方と、農村部、例えば富倉ですとか、そういう地域に住む人たちの生活環境って大きく違ってきていると思います。ですから、その辺の部分を第何章になるのかな、基本目標の3になるんですかね、その辺でちょっと展開するとか、

何かその辺も、こうしろっていうように書くのではなくて、全体の考え方の中でちょっと記載があると良いのではないかと感じました。以上です。

(会長)

ありがとうございました。貴重な意見ですね。事務局の方々、よろしくお願いいたします。

確かにこういう文章の全体を構成する上でも、ちゃんとやっておけば、その次の文章は理解しやすくなりますので、ぜひともその辺を頭に入れて作ってください。よろしくお願いします。

そのほかに・・・。

(委員B)

第4章の背景の展開の中の13ページから再犯防止推進計画というのが出てきますが、こちらの方は基本施策であるとか、具体的な取り組みの中にも保護司会であるとか、更生保護女性会という会の名前が出てきたり、保護観察所とか出てくるんですけども、この再犯防止推進計画について、そういう方々のご意見をお伺いしなくていいのか、ここのメンバーだけで作っていいのか、ということを感じました。

(大口福祉事務所次長)

今の点についてと、さっきの委員Aさんのお話の、後見制度の関係と再犯防止については、基本目標の3の一番最後にトントンと入れ込んでありますが、全く別立てにして、地域福祉計画の中に含めながら、基本目標3の外でそれぞれ独立したものとして位置付けることも可能ではないかとも考えています。基本目標3の中に入れてしまうと、さっき委員Aがおっしゃったように、どこまでがこの計画の部分なんだとか、ちょっと分かりにくくなってしまう可能性もあるかと思っています。むしろ独立させてしまった方がいいというご意見もあるかと思っていますので、その辺もぜひ皆さんの感度でお聞かせいただきたいと思います。

それと、保護司さんについては、おっしゃるとおり気にはなっておりましたので、保護司会の方に必要に応じて連絡を取らせていただくようになるかと思いますが、社協さんを通じてになると思いますが、よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。そのほかにいらっしゃいますでしょうか。

委員Cさん、いかがでしょうか。

(委員C)

第4章の5ページになりますか、2の3の「隙間なく、切れ目のない支援体制への連携強化」というところについてですが、ちょっと話をさせていただきたいと思います。

その、現状と課題のところを受けて、施策の方向が示されています。その下に取り組みということで「複雑化・複合化する課題に対して、切れ目なく隙間のない支援を実現するため、あらゆる関係者のネットワークづくり、柔軟な連携を推進していく」と、2番のところには「多様な主体の課題の共有とつながりによる支援の実現を図る」というようなことが言われているんですが、この取り組みのですね、先ほど大口さんから話がありましたけども、私は、例えば例でいいので具体的な取り組みの姿を書く必要があるのではないかと思います。例えば具体的な一つの例ということで、子ども館の運営についてですが、子ども館のコンセプトは子育て支援の一体化ということで取り組みを進めています。出産後から高校生までの子どもたちや保護者に対して、機能だとか、施設面でもそうですけれども、集約化して一体的な支援をしていくということですね

れども、子ども館の中にある一つが「子育て支援センター」というのが入っています。これは、未就園の小さな子どもたちがお母さんたちとやってきます。けっこうたくさんやってきます。私は一つの居場所になっているんだと思います。その時に、他機関との連携も非常に重要になってきますが、今、子ども館には、市の相談室から子ども家庭支援員というのが一人配置をされています。幼稚園と繋げてくれたり、或いは妊娠、出産ですかね、このあたりのところまで、子育て世代包括支援センターというところがあるんですが、そこと繋げてくれるということもしてくれています。支援センターの職員と課題を共有しながら子ども子育ての支援をしていくというようなことをやっています。

小学校の対応については、児童クラブが併設をしています。ですので、70を超える子どもたちが、自由来館の子どもたちを含めてたくさんここに集ってきます。で、遊びを通して子どもたち、私は遊びは子どもを育てていくと思いますので、そういう環境がこの子ども館の中にあるということで、一つの成長の場になっているかと思っています。

中には、課題を持つ子どもたちもおりますので、そういった子供たちに対しては、いろんな機関と連携しながら、先ほど言いました市の相談室の方と連携をさせていただいて、そこに繋がながら、相談室はまた学校の方と繋げてくれますので、相談室、学校、一緒になってその課題に対応していています。

中高生の対応については、これはまだ大きな課題があるかと思っていて、そういう子どもたちに対して自宅、学校以外の第3の居場所にしていく必要があるのかなと思っています。加えてもう一つ大事にしていることが、地域と共に作り上げる子ども子育て支援環境というか、地域の力、市民や多様な人材に加わっていただいて、子ども子育てを支援していくコミュニティみたいなものを作っていくということ、これからもその辺りを大事にしていきたいと思うんですが、ですから、子ども育成課も、相談室、包括支援センター、保育園、学校、地域、全部ひっくめて一体となって子ども子育てを支援していく、その体制づくりをしていくということが大事になるんじゃないかと思っています。

先ほど言った5ページの取り組みの一つの具体がここにあるんじゃないかと思っていて、そのほかのところも、例えばこういう具体的なものが・・・、全部は載せる必要は無いと思うので、このところにはこういうものがある、このところはこういうことを重点的にやっていくんだというものを載せていくことが、私は大事になるのではないかと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。確かに具体で、先ほど事務局の大口さんから、ここに具体的に書くかどうかということを悩まれている様子だったんですが、ここはある程度具体的な例を書いていたかないと、取り組み方が通り一遍の取り組みで、やるのかやらないのか分からないように捉えられてしまう可能性があるんで、ここはやはり委員Cさんがおっしゃったような具体的な例を盛り込んで、各項目においても取り組み方を示していただいた方が良いかと思うんですが・・・。

それ以外に皆さんご意見ございますか。

(委員D)

今のご意見は、さすがにそのとおりだと思しまして、身体障がい者の立場から、この1から4を読みますと、間違いはなくて結構でありがたいなと、これから光があたってくるなと強く感じました。しかしですね、そのあてかたというのが、今、会長がおっしゃったとおりで、例えば障害者の場合は一人ひとり特性があって、その特性はみんな違うんです。大きく分ければ3つで、身体、知的、精神、そういうような形になったり、いわゆる聾（ろう）とか、それから目が不自由だとか、いろいろ大きく分けてしまうとそれでいってしまうんですが、やはり聞いてみると一

人ひとりが自分の苦勞を知っていただいた上で、災害時の避難所の対応だとか、そういうことをやってくれるのかな、連れてってもらえるのかな、そういうのはこの文章だけでは残ってしまう。あえてその辺を言いますと、身体障がい者の場合、確かにこのような形で重層的というか、複合的に様々な問題を家族共々抱えていますから、どのような支援があるか、読めば書いてありますが、実際に自分たちでやるとなると、例えばこういうものを、私、試作してみたんですが、いろいろなことを分かりやすく、読みやすく、手帳的に持って歩けるような、これは一般的なものです、そういったものを私どもが作ってもいいと思っています。でもそれを管理していただくために関わっていただきたいと思っています。福祉便利手帳って仮に呼んでいますけれど、まあこういったものが本当は欲しい。

また、最後に教育の問題なんですけれども、障がいはやがて大人になって自覚していくわけですが、その過程の中でやはり、前向きに障がい者が生きていこうという気持ちになれる教育ですね、そういう前向きな生き方を培う教育があってもいいんじゃないかと。いわゆる点をとったり、平均点がどうのという話とは別に、この計画全体の文脈から言うと、それを教育と呼ぶのか分かりませんが、例えば会員から出ている言葉としては、そういうような取り組みを「あったか飯山雪国」とか、そういう名前で行き組んだらどうかと。

最後になりますが、全体の中で、いい呼びかけの提言があるわけですが、「とうど」もいいし、また様々な身近な言葉を巧みに使っているのはいいんですが、この1から4章のやや具体的なところに花が無さ過ぎると思います。まあ、何か付けろというのもおかしいんですが、さっきの「あったか飯山雪国」とかですね、或いはインクルーシブ（包括的）スマイル運動とかですね、それを提案した方はこう言っているんですが、何か異種を、つまり障がいのある人と会っていると、途端に人の顔から笑顔が失われる、こういう反応というのは非常に辛いわけです。障がい者にとって。そういったことの無いような教育、或いは考え方ができないかということで、インクルーシブスマイルという提案がありましたけれども、いずれにしろ先ほど来、お話がありましたように、絵や、ここに落とし込まれる、何か感じられるようなものがあってもいいかなと、そう全体を見て思いました。以上です。

（会長）

ありがとうございます。今、委員Dからお話がありましたが、委員Eさんの方から、委員Dさんの意見に対して何かございますでしょうか。

（委員E）

今のお話と関連しているかは分かりませんが、今、日本も障がい者権利条約に批准してしばらく経って、これで国連から視察が来て、勧告がありまして、「脱施設をなささい」とか、「障がい者と健常者を分けた教育は止めなさい」とか、「本人の意思によらない入院は止めなさい」とかというような、そんな勧告がもう少し柔らかくですがありました。ということは逆に言うと、そういうような文化であったということだったので、やっぱり障がい者の方と健常者の方というのは、ある程度距離が分かれている様な状況がずっと続いていただろうかと、そういったところで今の偏見と言いましょ、意識の差が出てきてしまっているの、そういった国際的な流れも踏まえて、今の障害を持つ方々が主役になれる、そんな取り組みができるといいのかなと、今のご意見に対してはそんな風に思いました。なので、インクルーシブというのは、何もせずにインクルーシブが起きるのかということではなくて、何らかの障がい者の人たちが主役になれる、理解が進むような、アクションを起こせるような計画が入っていれば非常に魅力的なんだろうとは思っています。

(吉田会長)

ありがとうございます。

委員Dさんからの、子どもの頃から障害をお持ちの方の教育の中で、分けて教育されているような感じの話をされておりましたが、まさしく委員Eさんからもその話が出てまいりました。そういったことが地域福祉の根幹をなさなきゃいけないことだと思いますので、これからの素案の中でも、できるだけこういったところにはページを割いていただいて、詳しく調べていただいて、素案に盛り込んでいただければと思います。

(会長)

今、事務局から提言シートをいただきまして、委員Fさんから先ほどいただいたそうなんです、ちょっと読ませていただきます。

「長いこと住み慣れたこの地域で生活できるためにも、高齢者に対する支援が明確になっていないと思います。元気な高齢者への支援の検討をお願いしたいと思います。介護になってからでは遅いので、その前の段階で考えたいと思います。その1つ、免許証の返納で買い物に行けない。移動手段がない。農業の働き手は高齢者が主です。若者とのつながり、楽しみがままならないのが現状です。これは場所の確保となっております。高齢者にもできるアクティビティを考えたい。」とご意見をいただきました。

委員Fさん、ちょっとこのところを説明していただけますか。

(委員F)

そうですね。高齢者が益々増えてきまして、頑張って仕事したり、何かしたりすると、やっぱり疲れとかが出てきまして、具合悪くなったときには、もうそれで介護に入ってしまうのではないかなと思うんです。それに少し余裕を持たせて、楽しみの方も少し皆さんに協力してもらって、できればそっちの方にも頭がいたり、それと若者たちと少し話し合いをして、手伝ってもらえとか、若い人たちは早くから勤めに出て忙しいのは分かっているんですけど、今はお金のことばかり考えていて、何となく、もうちょっと余裕を持てるようになればいいな、という考えなんですけど。

(吉田会長)

そうですね。場所の確保というのがありましたが、委員Fさんは、いろいろやってらっしゃって、益々元気にこれから先、暮らしていけると思いますが、私ももう80近くになっているんですが、歳の割には元気だということを自負していますが、肉体的には元気でも、どこかで骨折なりすると、もうそれで動けなくなったりする可能性があるんで、好きなスキーも控えようか迷ったりすることがあります。確かに、高齢者のアクティビティが少ないような気がしますので、安全で楽しめるようなもの、そういったものも何か地域福祉計画の中に「こういうものがあるんだよ」、「飯山に來ればこういうことをやっているんだ」ということがあると、全国に対してアピールできる部分があるかもしれませんよね。

ご意見ありがとうございます。それでは、今日、まだご意見をいただいていない方で・・・、委員Gさん、お願いいたします。

(委員G)

先ほどから同じような意見が出ていますが、取り組みは具体的な方がいいかなと思います。やっぱり、せっかく作るのであれば、これができたときに「こういうことをしよう」というようになる方がいいので、文章だけでよく分からないというよりは「まずは書いてあるこれをやろう」

ってなった方がいいと思うので、具体的にお願いしたいのと、あと先ほどやっぱり「誰が」という部分はすごく重要で、すごく悩むというか、読んで「誰が」って「誰が？」って思うというか、地区の民生委員がやるのかとか、学校や保育園がやるのかと思ったり、そればかりじゃないよねって思うし、もっとこの文章、せっかくできるんだから、地域みんなで共有できるというか、それがすごく重要なんじゃないかと思うんです。それには取り組みの部分は具体的でないと、文書がでただけになってしまうなと思いました。

先ほどの障がい者の方を健常者の方と一緒に学校で、ということ考えたときに「学校はまだそこまで追いついてないだろうな」とか、あと「将来に渡っていろんな繋がりを」というときに、今、引きこもりのことも少し出てきていますが、中学生と高校生の不登校の問題もあって、そこから上手く支援ができないと、将来、引きこもりという状況にもなるのかなと考えたときに、不登校の子どもさんへの支援というのが・・・、学校は何もしてくれないというか、学校現場ってたぶん今は無理をしない、無理をさせないという考え方なんじゃないかなと思うんですけども、あんまり具体的に手を出してくれない・・・。親が一生懸命やればいいんですけども、結局、親が一生懸命動かないといけない状況で、それが続くと引きこもりになっていってしまうのかなと思って・・・。もちろん、学校がもっと手助けしてほしいなって思うところがあったり、地域にもっと行きやすい場所・・・、中間教室が飯山市に無いので、そういう場所がもっと欲しいなと思うので、繋がりのあるってことを考えるときに、もっと小中学生、特に中高生の支援が必要なかなと思いました。ちょっとあんまりこっちと関わるような、関わらないような話で申し訳ないんですが、以上です。

(吉田会長)

ありがとうございます。必ずどこかで地域福祉には関わってくるかと思いますが、それは学校教育の現場との横の繋がりと、地域との繋がりが大切になってくるのではないかと思います。

そのほかに、委員Hさん、何かございますか。

(委員H)

4章3の3で医療関係がありますが、現状ですと介護予防教室等に行われているんですが、男性はあまり来ていない。男性を何とか行かせなきゃいけない。それはデイサービスの方へ。男性は行きたがらない。女性は案外気楽に行くんですけど、どうやって男性を行かせるかというのが今、問題があります。あとは、現状と課題の下から5～6行目、「かかりつけ医との適切な関係」ってありますが、かかりつけ医という定義自体が曖昧なんです。みんな、かかりつけ医をもっているでしょうか。よくかかりつけ医って最近出てくるんですが、患者さんから「かかりつけ医としていいですか」と聞かれるときがあります。かかりつけ医かどうか分からないですね。絶対的定義もないので、こういうのをどうやっていくか、この地域では。ちょっと風邪ひいたときに行ってみているとかかりつけ医かという、医者の方はそう思っていないくて、たまたまうちに来ているだけという受け取り方もある。かかりつけ医っていうのは難しいんですよ。そういう訓練、地域でそういう風にしていくっていうのはいいかもしれない。この地域では、ここをかかりつけにしちゃって。そこに行ったんだから、先生、かかりつけ医になってください。市の方で決まっています。そうすればかかりつけ医になると思います。特に今、コロナで発熱外来は、かかりつけ医に相談しろって言われてますが、かかりつけ医はもってないですよ、みんな。日赤に電話して、日赤は「どこに行けどどこに行け」って指示を出している。このかかりつけ医っていうものを、この地域では「こういうことだよ」って決めちゃってもいいのかもしれない。というところですかね。

あとは、県の方と信大の方で広域医療圏っていうのを設定しているんですよ。この地域、北信

圏域は北信と飯山日赤が中核的医療機関で、医者への供給も信大の方は北信病院へ。北信病院自身もリクルートしているんですが、日赤には直接は来てくれません。この広域をどうするかっていうのを考えなくてはいけないことになっている。北信と日赤と中高と飯水医師会と一緒に話合っていかなければいけないんでしょうけど、元々母体が違うので、なかなかまとまらないんですよ。どうやってまとめていくかですよ。最近よくなったのは、北信の前院長と今回の院長さんあたりからは「どうぞうちに来てください」となっています。それまでは「うちは山ノ内、中野ですから」ってお断りという場合もありましたが、最近は、前院長と今回の院長で「どうぞ」ってなっていますので、岳北もどんどん行っている状況ですから。で、どういう住み分けをするかということも考えないといけない。そんなところです。

（吉田会長）

はい、ありがとうございます。かかりつけ医の定義、意外なところの発想で、私も月に1回、医者に行っていますが、私はかかりつけ医だと思ってしまっているんで、人間ドックなんかに行ったときに「かかりつけ医はいますか」と聞かれたときに、「ここです」って言っていますが、先生は本当に私のかかりつけ医だと思っているとは思えないな、と今ちょっと思ってきました。確かに自分はそう思っていると思込みの部分があるので、今のご意見というのは目が覚めるような気がしました。

ありがとうございます。それでは、委員Iさん。どうでしょうか。地域福祉について。

（委員I）

そうですね。やっぱり民生委員は、その地域に、地域の方と一緒に考えてあげることが一番大事なことです。だから、今、希薄になっていますよね。皆さん、近所付き合いもあまり無いし、少子化で子供もいなかったりして、そういうところが残念なんですけど、活動しようと思えば、いくらでもできる立場なんです。だから、やっぱり民生委員は特にこれっていうのではなくて、自分が地域に入っていくというのが大事であって、そういう部分というのは、皆さん、どの民生委員さんも、ちょっと今コロナのこともあるから、なかなかお訪ねしたりとかそういうのはできないかもしれないけど、日頃が大事なので、いつもいつも気にかけていただきたいと私は思っているんですけれど。それで悩みごととかを気軽に住民の方が話せるような、そういう地域になってもらいたいと思っています。

（吉田会長）

ありがとうございます。確かにそうですね。地域福祉、いろいろ計画を立てても、現実、第一線で動いているのは民生児童委員さんが主だと思うんですが・・・。

私も、今朝、除雪に4時間かけて我が家の周りとお向かいの家、1軒分、除雪してきましたんですが、それもお向かいの家は、今までは別な人がやっていたんですが、その方が病気で倒れられて、急遽、私が代わりにやったんですが、その方が今までこの村の中で、すごく頼りになる方で、何かつけて「俺、やってやる」というボランティア精神旺盛な方で、何かあるとユンボまで持ち出して雪をどけてくれたりしていた人が倒れた。今、入院中なんですけど、それだけで我々の地域、集落の皆さんがすごく気落ちしてしまっているんですよ。それだけ、その人に頼りきっていた部分があったんで、やはり地域福祉計画は、地域の方が頼りきるような計画でないとダメなんじゃないかなと思いました。だから、今、入院中の方をAさんと言いますが「Aさんのような福祉計画でありたいな」と思っております。よろしくお願いします。

それでは委員Jさん、いかがでしょうか。今の話じゃなくても、全体でけっこうなんです。

(委員J)

私は知的障害のことに関することですが、ほぼ私たちの会員は高水福祉会さんにお世話になっています。そこで高水福祉会からもこの会議に出ていただいているんですけども、人材確保が非常に難しいということで、今までできた支援ができないような状況になっているということが、私たちにとしては心配で、そこを意見として出させていただいて、取り上げてもらって、福祉に関わる人材の育成を・・・。

福祉教育の推進ということも掲げられておりますが、やっぱりそれは小さいうちから見聞きする、自分の周りにそういう人がいるということを意識してもらおうということが、その後「そういう仕事に関わるところへ行ってもらえるのかなあ」ということがありますので、そこはやっぱり小さいうちからの、小学校であるとか、保育園のときからも、今、一緒に障害児もみてもらってはおりますけれども、それは非常に大事なことで、そういう人がいるのが当たり前で、そこへちょっと手を貸すと、その子は上手く生きられるというような場面があると思うので、それは大事なかな、と思っています。

(吉田会長)

ありがとうございます。

私が会長をしております「ボランティア連絡協議会」が、障がいのある方とか、高齢者の方を対象に、バスハイクなどを社協さんと一緒にやっているんですが、昔から民生委員の方が手伝ってくださっています。障がい者の方の車椅子を押すという作業を、子どもさんが障がい者の方を押している姿とか、或いは腰に手を当てて、自分の小っちゃい肩を障がい者の脇の下に入れて一緒に歩くとか、そのことをできるだけ若い子に、小学生、中学生、高校生の方に参加していただくために、そういうことを募集してやってみて、必ずしも毎回、そういう若い人が参加するというわけではないんですが、若い人が参加したときに、その人たちが健気に頑張っている姿を見ると、「この子はきっと将来この体験を基に、そういう福祉の方向に進んでくれたらいいな」と思ったりはしてたんですが、委員Jさんがおっしゃるように、幼いときからそういう経験を積むというのは大切だと思いますので、そういったところも福祉計画の素案の中に盛り込まれればいいかと思います。

あとは・・・委員Kさん。

(委員K)

医療の方でなんですけど、飯山赤十字病院は、精神科を今年の4月に閉科してしまうということで、400人の患者さんを、他の病院とか医院さんの方にご紹介させていただいているのですが、やっぱり遠くまで・・・遠くは須坂の方まで通院していただくような患者さんが出てきたりしていて、ちょっと心苦しく思っています。内科の先生も4月から減るような形なので、地域の診療所の先生の方にまたお願いするような形にもなりそうですけれども、かかりつけ医というようにご紹介するような形なんですけど、そこら辺、ちょっと心苦しいところでもあります。

今の時期、また第8波のコロナがかなり流行ってしまっていて、当院でもコロナ病床を設けたり、高齢の方とか、入院中に発症してしまった患者さんの受入れができるようなシステムを作っていたんですが、病棟の状況によっては受入れ、新規の入院をお断りせざるを得ない場合が生じています。突然受入れできないという場合、入院を予定していた患者さんや介護者さんは、大変な思いをされているんだろうな、と心配になります。また、コロナ病床や救急搬送される急性期の患者さんも北信病院でも飯山日赤でも、満床という状態になってしまうと、じゃあ今晚具合悪くなった方はどこまで運ばれて行ってしまおうかなと思ったりします。

そのようなことが度々あったりすると、冬季は脳血管疾患とか整形疾患が多いので、長野の方

とか松代の方まで行かれるような状態だとちょっと大変だなというのは感じるので、広域な医療体制も、急性期は遠くへ行ってしまうのは仕方がないとしても、すぐにこちらへ受け入れて、あとリハビリができるような状況とかを作れていけばいいのかと思います。あと、飯山赤十字病院では出前講座をやっているの、集落サロンなどで出前講座を申し込んでいただいて、それで地域地域のコミュニティを盛んにしていただくのは、とても地域の方々が力を合わせていけるのがいいところで、やっていただきたいなと思います。なかなかコロナが落ち着かないと地域包括ケアシステムが効率よく動いていかないというのが現状ではあるんですが、5月あたりからまた緩くなるようなんですけれども、それがまた良くなるのか悪くなるのか分からない状況ですが、そういう集落サロンですとか、コミュニティの場がドンドン増えていくのはやっていっていただきたいと思います。

(吉田会長)

ありがとうございます。確かに、コロナに振り回されておりますからね。地域福祉計画を策定するためには、コロナは無い前提で策定しなければいけないので、それも大変だと思うんですが。

最後になりますが、委員Lさんから権利擁護のところのお話、発言をいただければ・・・。

(委員L)

権利擁護はあとにして、この基本理念と基本目標の「2」のところで「包括的支援体制の構築」というところの文章の中に、「日本の社会保障は高齢、障がい、児童、生活困窮などの分野ごとに整備されてきましたが」というような一文がありますが、自分、障がい者の相談とか、今、高齢の方も関わっているんですけれども、相談事業に関わらせていただく中で、ここにあるとおり、本当に全て複合的に事項が絡まっていて、何か1つの制度であったり、何か1つのサービスで解決するということは全く無いというのが、ここを読ませていただいて「そのとおりだな」というように感じるが多かったです。

今は、それぞれの所でワンストップ窓口ということが提唱されていますが、例えば高齢の担当をしている包括の所では、なかなか障がいの分野のことはよく分からないとか、もちろん障がいの分野の窓口の所では、成年後見の制度であったりということに関してはよく分からない。生活困窮というサービスも、マイサポとか相談窓口は結構あるんですけれども、「そこで具体的にどんな相談を受け付けてくれているのか」というのは、自分の勉強不足もあるかもしれませんが、成年後見をやっている事業所の相談員でもよく分からなかったりということで、それぞれの窓口が複雑にありすぎて、横断が通っていないような状況をすごく感じてます。なので、何かこの計画の図案じゃないですけど、何かそういった重層的な窓口の、見て分かりやすいようなものっていうのを市民の皆さんにお示しできたり、又は違う分野の専門家同士が勉強しあえるような、そんな機会をこの計画の中で推進していけると、ちょっと自分がずっと感じていた複雑さが解消されるのではないかと思います。

あと、高齢者が約半数になってくる時代、労働人口も減ってくる時代になって、先ほどアクティビティの場みたいなお話がありましたが、県の方でも「居場所と出番」という言葉があるように、何か具体的な、元気な高齢な方であったり、障がいの方が具体的にスポットライトが当たるような「居場所」や「出番」というのを、飯山市の売りとして考えていくのも楽しいかな、と感じました。

利用促進計画に関してということで、これ、別立てで配置していてもいいものもあるんですけど、今、非常に繋がり希薄っていうところが広がっていることを感じています。飯山市の令和3年までのデータですと、まだそんなに後見制度を利用されている方は多くはないですが、ここへきて中野市の方では、毎月1名くらいずつ、自分たち、受任させていただいているよ

うな状況で、非常に必要とされる方が増えてきています。ただ、この成年後見制度というのも、そんなに皆さんに馴染みのある制度ではなくて、個人の財産を第三者が管理すると、家庭裁判所の監督のもと、適正に管理するという制度ではあるんですが、その管理される個人にとっては、財産は守られるけど、決して使いやすい制度になっていない部分もあったりするんです。例えば、孫にお小遣いをやりたいから10万円下ろしてくれと言われても、「その10万円はあなたのために使わないのであれば、家庭裁判所としてはお渡しすることはできません」みたいなことを言われたりして、全てがこの成年後見制度がベストなわけではないんですけども、そこへいく前の段階で、そういった財産の管理であったり、相談できる人を作っておくというようなところの中で、自分たちが活躍できればいいなとは思っています。でも、促進していただくと、そういう相談の窓口が充実するっていうところが、制度を使う人が増えるというよりは、相談窓口が充実するっていうことが大切になって思っています。

(吉田会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。確かに、横の繋がりがないと何でもダメですよ。縦だけでは何にも進まない。

(委員L)

なるべくいろんな方と連携はとるように、ネットワークの構築というところもやってはいるんですけど、やっぱり細部に入ってくると難しいですよ。生活保護の決まり事とか、介護保険の決まり事とか、やっぱりそれぞれいろいろ複雑で、なかなか自分はまだ、全体が見えていない部分はあります。

(吉田会長)

委員Mさん、何かございますか。

(委員M)

福祉計画を見させていただく中で、やっぱりキーワードは協働とか共生とか、そういうものがキーワードになっていくのかと思います。最初に課長さんの方から「具体的にというよりは、あえてグレーに」という話があって、それも分かるような気がして、役所の悪口じゃないんですが、縦割りとかよく言われるじゃないですか。やっぱり「それはうちの課の仕事じゃない」となると、「それは私の」「それはそっちの」ってなってしまって、私も病院にもいたので、病院でも「そういうことはダメだよ」って皆で考えてきていた中で、「私は作業療法士なんですけれど、あなたは理学療法士だから」なんて、お互いそんなことをやっていたら進むものも進んでいかなくなってしまふ。「やっぱり協働っていうのが大事だね」っていうのを、常に言ってる場所なんですね。

そういう中で、グレーにすることで「みんな考えてよ」っていうのが考えにあるのかな、そんな感じが自分はしたんですけど、具体例というのもしっかり大事で、先ほどきらの話もありましたし、学校で言えば、市内ではコミュニティスクールっていうのが盛んに行われていて、学校と地域、先生方と保護者と地域の子どもたち、みんなひっくるめて地域の環境を考えていこうという、そんなこともやっています。私は菜の花まつりに関係していますが、菜の花まつりという、市役所は農林課になるんですが、観光だったりですとか、いろんな部署が関わって進めていくお祭りなんですね。そういった中で、やっぱり協働っていうのが大事だなと。そこでお互い勉強したりして、「それは私の専門外」だとなるより「私の専門を使えばもっともっと良くなる」そういうような感じになっていく、そういうことを促していく計画かなと思いました。

地域包括ケアシステムとかって言われていますけれども、施設の形もだいぶ変わってきていて、私は今、共生型の小規模多機能施設にいますけれども、そこは介護保険ばかりじゃなくて、障がいの方も共生型というのをとっているんで、地域の中でお年寄りも障がいの方も一緒に利用する施設というのをやっていますが、そんな風にだんだん時代は変わってきているということで、そういうことを市部の方にも分かっていたきながら、説明しながら、やっていくということが、計画として浸透していけばいいなと思っています。

(吉田会長)

ありがとうございます。また具体的にやるということが出ておりましたが、事務局の方もきらとか、たぶん行っているいろいろ伺っていると思うんですが、きらとか保護司の方に会ってお話しする、聴いてみるとか、民生委員の方に会ってもっと深い話を聴くとか、障がい者の業務の方に会って話をするとか、お年寄りの方に会って現状をよく伺うとか、それと区ごとの集落の現状を、生の声を聴くと、それによって素案作りの役に立つと思うんで、ぜひともそういうように足を運んで素案作りをしていただきたいと思います。皆さんの貴重なご意見を伺った中で、私はそう感じました。

今日は、こういうお天気ですので、なるべく早目に閉じたいと思っておりますので・・・。
もう一言二言、私に言わせてほしいという方がいらっしゃいましたら、最後にいかがでしょうか。
よろしですか。

<声無し>

それでは、第2回地域福祉計画策定委員会はこれで終わりたいと思います。あとは事務局の方にお返しします。

(2) その他

※ 特になし

5 その他

・スケジュール(修正)

【「資料5」策定スケジュール(案)については中畠福祉事務所次長補佐より説明】

(大口福祉事務所次長)

今回、多くのご意見をいただいたので、修正に相当の時間を要すると思われることから、次回の日時については決定せず、事務局からの通知の発送ということでご理解願いたい。

6 閉 会 (宮澤福祉事務所長)

(終了 = 15 : 50)

○配布資料

資料 1 委員名簿

資料 2 前回意見概要『意見・提言シート』より

資料 3 社会福祉法（抜粋）

資料 4 素案 第 4 章差替え分

資料 5 策定スケジュール（案）